

水銀等による環境の汚染の防止に関する計画告示案について

1. 検討の経緯

平成25年10月の「水銀に関する水俣条約」（以下「水俣条約」という。）の採択を受け、同条約の国内実施を確保し、その他の必要な措置を講ずるため、平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（以下「水銀汚染防止法」という。）が公布された。

「水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議」は、水銀汚染防止法の施行に向けた準備として、「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ」及び「中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会」の合同会合における審議を踏まえ、日本における水銀対策の全体像や将来像を包括的に示した「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（案）」を取りまとめた。

経済産業省及び環境省は、本案について平成28年7月21日から8月22日まで意見募集（パブリックコメント）を実施し、平成28年10月11日に、意見募集の結果を踏まえた計画案を公表した。

2. 水銀汚染防止法上の計画の位置付け

- (1) 主務大臣は、「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」を策定するものとされている（水銀汚染防止法第3条第1項）。
- (2) 主務大臣は、計画を策定しようとするときは、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならないとされている（同条第3項）。

3. 条約との関係

- (1) 水銀汚染防止法は、水俣条約の発効の日（50か国目が締結した後90日目）に施行される（3月9日現在、締約国数は38か国）。
- (2) 水銀汚染防止法の施行後に、水俣条約第20条に基づき、日本の実施計画として速やかに条約事務局に提出する。

4. 今後の進め方

- (1) 水俣条約が発効し、水銀汚染防止法が施行された後、本計画案について、同法第3条第3項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会への諮問・答申を行う。
- (2) 水銀汚染防止法第3条第1項に基づく計画として主務大臣による共同告示を行う。
- (3) 水俣条約第20条に基づき、英訳したものを日本の実施計画として速やかに条約事務局に提出する。

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）（抄）

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

第三条 主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。

2 前項の計画において定める事項は、次のとおりとする。

一 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

二 水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

三 その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

3 主務大臣は、第一項の計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

（主務大臣等）

第二十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による計画の策定及び公表に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣並びに特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業及び水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

○水銀に関する水俣条約（抄）

第二十条 実施計画

1 締約国は、当初の評価の後、国内の事情を考慮して、この条約の義務を履行するために実施計画を作成し、及び実施することができる。当該実施計画については、作成の後、速やかに事務局に提出すべきである。

2 締約国は、国内の事情を考慮し、かつ、締約国会議による手引その他の関連する手引を参照して、自国の実施計画を再検討し、及び更新することができる。

3 締約国は、1及び2に規定する作業を行うに当たり、自国の実施計画の作成、実施、再検討及び更新を円滑にするため、国内の利害関係者と協議すべきである。

4 締約国は、また、この条約の実施を円滑にするため、地域の計画についても調整することができる。

第三十一条 効力発生

1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

委員名簿

五十音順、敬称略

●産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 制度構築ワーキンググループ 委員

有田 芳子 主婦連合会 環境部長
及川 勝 全国中小企業団体中央会 事務局次長・政策推進部長
蒲生 昌志 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 リスク評価戦略グループ 研究グループ長
崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー
高村 ゆかり 名古屋大学大学院 環境学研究科 教授
武林 亨 慶應義塾大学 医学部（衛生学・公衆衛生学）教授
田村 暢宏 株式会社東芝 インフラシステムソリューション社生産企画部環境担当参事
東海 明宏 大阪大学大学院 工学研究科（環境・エネルギー工学）教授 【座長】
永田 裕子 みずほ情報総研株式会社 コンサルティンググループ 主席コンサルタント

●中央環境審議会 環境保健部会 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会 委員

大塚 直 早稲田大学大学院 法務研究科・同法学部 教授 【委員長】
菅野 純 独立行政法人 労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター 所長
貴田 晶子 元(国)国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター 室長
崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー
鈴木 規之 (国)国立環境研究所 環境リスク研究センター センター長
高岡 昌輝 京都大学大学院 地球環境学堂教授(兼)工学研究科 教授
高村 ゆかり 名古屋大学大学院 環境学研究科 教授
田村 暢宏 株式会社東芝 インフラシステムソリューション社生産企画部環境担当参事
細見 正明 東京農工大学大学院 化学システム工学科 教授
湯谷 仁康 北海道環境生活環境局 局長
吉田 文和 愛知学院大学経済学部 教授